

相模女子大学・相模女子大学短期大学部 留学誓約書

相模女子大学・相模女子大学短期大学部 学長殿

私は、この度の留学に際し、下記に記載されている諸事項を理解し、同意することを、ここに誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合は、参加資格が取り消され、留学が中止もしくは中断となっても異議を申し立てません。

参加確定後に必要な手続きに関する事項

1. 留学参加者として選出された後は、本学が正当と認めるとき以外辞退は認められないこと。
2. 定められたガイダンスには必ず出席する。やむを得ない事情により出席ができない場合には、必ず担当者に事前連絡の上、指示に従う。
3. 留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、留学費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、期限内に自らの責任において行う。
4. 留学期間を通し、学修に耐え得る心身の健康状態にあり、また留学終了までその健康状態を自己管理の下で維持できること。なお、既往症や治療中の疾病がある場合は、必ず事前に、相模女子大学に対して申し出を行い、医師及び保証人等による参加同意書を提出すること。※なお、現地で健康上の配慮が必要な場合、現地の受入体制によっては、留学への参加を断られる可能性があります。
5. 留学に係る出発から帰国までの全期間を保証する相模女子大学指定の海外旅行保険に加入すること。また、派遣先大学の指定する保険に加入することを求められた場合は、併せて保険に加入すること。

留学期間中に関する事項

6. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先大学の規則を遵守し、派遣先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
7. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
8. 留学期間中、派遣先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人がすべての責任を負うものとする。
9. 留学の趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢、疾病やその他健康に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。
10. やむを得ない事情で途中帰国しなければならなくなった場合、事前に本学担当者まで連絡し、承諾を得ること。

留学終了後に関する事項

11. 本学が主催する留学説明会等のイベントに際しての協力要請や出席依頼、また、体験者談の執筆依頼などのために個人情報や留学先で得た情報を利用する可能性があることを了承する。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学部： _____ 学科： _____ 学籍番号： _____

氏名： _____ ㊞ _____

留学先： 国名/ _____ 大学名/ _____

上記学生が留学するにあたり、上記誓約内容について了解したうえで、保証人として留学を承諾いたします。また、留学中の事故や損害について、相模女子大学に対し、一切の補償を請求いたしません。なお、海外における緊急時の際には、下記保証人連絡先へご連絡願います。（保証人自筆のこと）

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人氏名： _____ ㊞ _____（続柄： _____）

保証人住所： _____

保証人電話番号： _____